平成２８年（フ）第４６６号
千葉県鎌ケ谷市くぬぎ山２丁目６番14―104号
債務者　今村　博明
1　決定年月日時　平成28年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第４７３号
千葉県松戸市稔台１丁目３番地の６　コスモハイツ202号
債務者　長倉　秀幸
1　決定年月日時　平成28年８月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで　千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２８年（フ）第５８９号
神戸市灘区摩耶海岸通１丁目３番１―705号
債務者　川村　博之
1　決定年月日時　平成28年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第６５４号
神戸市東灘区住吉本町１丁目13番14―108号
債務者　平井　**廣**子
1　決定年月日時　平成28年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第３０号
山口県岩国市麻里布町５丁目12番６号　久勝マンション202
債務者　吉野　龍夫
1　決定年月日時　平成28年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月４日まで　山口地方裁判所岩国支部

平成２８年（フ）第８８７号
愛知県春日井市大留町１丁目22番地６　パークヒルズ２号
債務者　佐竹　理美
1　決定年月日時　平成28年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１０４８号
名古屋市中川区中島新町２丁目801番地　県営中川住宅２棟510号
債務者　木村月子こと　金　　月子
1　決定年月日時　平成28年８月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月７日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第３６０号
神奈川県秦野市鶴巻2331番地の７
債務者　高橋　浩子
1　決定年月日時　平成28年８月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月８日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第４４３号
神奈川県厚木市みはる野２丁目19番22号
債務者　石戸　康子
1　決定年月日時　平成28年８月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月８日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第１０７号
広島県福山市南町13番12―402号　珍味マンション
債務者　大平　裕喜
1　決定年月日時　平成28年９月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月８日まで　広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２８年（フ）第１４０号
青森市里見２丁目９番27号　里見ハウス２―C
債務者　齊藤　強一
1　決定年月日時　平成28年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月10日まで　青森地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第４７５号
神奈川県厚木市旭町３丁目９番15号　浅岡コーポ102
債務者　岩崎利矢子
1　決定年月日時　平成28年９月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月10日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第１９１号
和歌山市湊５丁目13番22号
債務者　黒田　大貴
1　決定年月日時　平成28年９月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月10日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第１９８号
和歌山県橋本市三石台２丁目20番地の１　カノンⅡ202
債務者　井手　新也
1　決定年月日時　平成28年９月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月10日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第２１８号
和歌山市小雑賀671番地36
債務者　楠本　　臣
1　決定年月日時　平成28年９月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月10日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第２１９号
和歌山県岩出市金屋230―５　シャルマンフジ岩出弐番館516、住民票上の住所和歌山県岩出市金屋230番地の５（516号）
債務者　岩崎　理恵
1　決定年月日時　平成28年９月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月10日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第２２１号
和歌山市有本215番地　305
債務者　すなっく和こと　山本のりえ（旧姓守道）
1　決定年月日時　平成28年９月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年11月10日まで　和歌山地方裁判所民事部破産再生係